

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和六年一月三十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年九月二十一日奈良県指令建第一一二一四二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年一月二十二日建第一〇二四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡平群町吉新三丁目一七五番一、一七五番三及び一七五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県西宮市甲子園四番町一の一〇二二

山下尊子

山下静也

一 許可番号

令和五年九月八日奈良県指令建第一一二一六二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年一月二十三日建第一〇二五〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年一月二十三日建第五八七八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市下田東五丁目五二一番一及び五二一番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目六番二〇号

株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手善紀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市下田東五丁目五二一番一及び五二一番一四の各一部

下水道 香芝市下田東五丁目五二二番一及び五二二番一四の各一部
水路 香芝市下田東五丁目五二二番一の一部

一 許可番号

令和五年九月二十五日奈良県指令建第一一二一六三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年一月二十三日建第一〇二五一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年一月二十三日建第五八七九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字田井一〇二番一、一〇二番四、一〇二番五、一〇二番六、一〇二番

七、一〇二番八及び一〇二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字田井一〇二番四

水路 大和高田市大字田井一〇二番九